

# 国民保護について

令和3年7月6日

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付  
内閣参事官 田中雄章

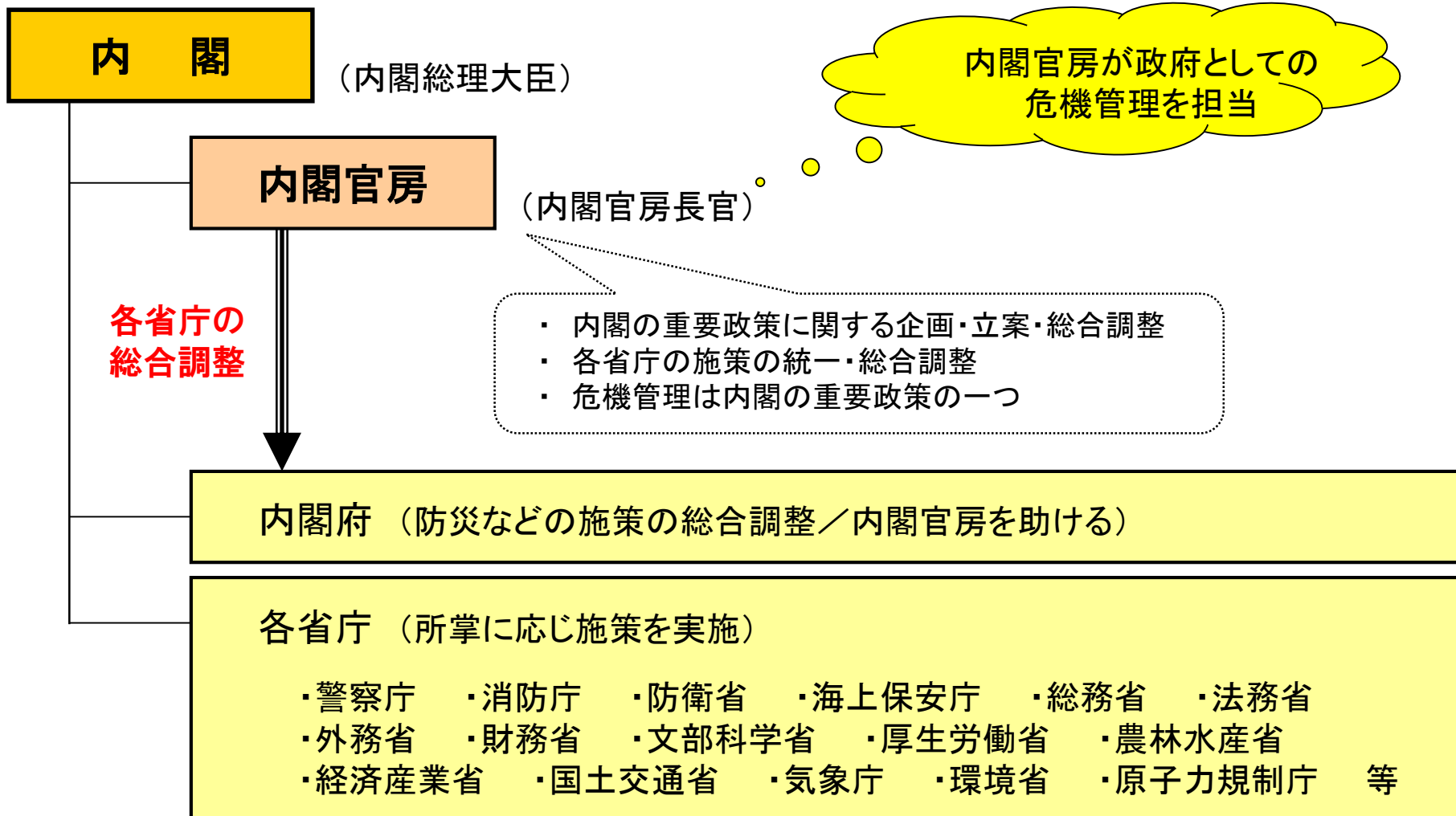
# 目 次

- 政府の危機管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 国民保護制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 国民保護訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- Jアラート等による国民への情報提供・・・・・・21
- 避難施設の指定促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

# 政府の危機管理体制

# 我が国の行政機構における内閣官房の役割

- 内閣の下には、内閣総理大臣を直接に補佐・支援する機関として内閣官房、内閣官房を助ける機関として内閣府、行政事務を分担管理する各省庁が置かれている。
- 内閣官房には、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画・立案、総合調整の権限が付与されており、内閣の重要政策の一つとして危機管理を担っている。



# 内閣官房の危機管理に関する組織

- 内閣官房には内閣危機管理監が置かれ、危機管理(国民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急事態への対処(国の防衛を除く))に関する事務を統理。
- 緊急事態に際しては、総理・官房長官等の下、危機管理部門全体を統括する内閣危機管理監を中心に、政府の初動措置の総合調整など、事態対処に当たる。

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官



内閣危機管理監

国家安全保障局長

内閣  
総務官

内閣官房副長官補(3)

内政  
担当

外政  
担当

事態対処・危機管理担当

内閣  
サイバー  
セキュリティ  
センター長

内閣  
広報官

内閣  
情報官

通称  
「事態室」

危機管理審議官 内閣審議官  
内閣参事官 内閣事務官

関係省庁  
(緊急参集チーム、  
リエゾン等)



官邸危機管理センター

被害状況、対応状況の報告等

内閣情報集約センター

# 内閣の危機管理機能強化の経緯

- 平成7年に阪神・淡路大震災が発生して以降、地下鉄サリン事件などが立て続けに発生し、危機管理機能の強化が行政全体の問題として強く認識。
- 平成9年の行政改革会議中間整理「内閣の危機管理機能の強化に関する意見集約」を受け、所要の体制を整備。

- 平成7年1月 阪神・淡路大震災
- 平成7年3月 地下鉄サリン事件
- 平成8年12月 在ペルー日本国大使公邸占拠事件

【平成9年5月1日 行政改革会議中間整理】

内閣の危機管理機能の強化に関する意見集約

- 内閣官房に危機管理を専門的に担当する官房副長官に準ずるクラスの職をおくこと。
- 上記の職を補佐するための危機管理に関する事務体制を整備すること。

**内閣危機管理監の設置**

【平成10年4月1日】

- ※平成10年4月 「内閣安全保障室」を「内閣安全保障・危機管理室」に改組
- ※平成13年1月 「内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付」に改組

**新官邸危機管理センターの運用開始**

【平成14年4月16日】

**あらゆる緊急事態への政府の初動対処体制について閣議決定**  
(各種事案に対応する**緊急参集チーム**を新たに構成) 【平成15年11月21日】

# 近年の組織変遷

- 平成26年1月の国家安全保障局の設置に伴い、危機管理に対する事務体制が「内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付」に改組。
- 平成27年1月の内閣サイバーセキュリティセンターの設置(サイバーセキュリティ基本法の成立・施行)に伴い、内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付からサイバーセキュリティに関する業務が移管。

【平成13年1月～】

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付

通称「安危室」

【平成26年1月～】

国家安全保障局の設置

- 国家安全保障に関する外交・防衛政策の基本方針・重要事項の企画立案・総合調整を行うとともに、緊急事態への対処に当たり国家安全保障の観点から必要な提言を実施するため、国家安全保障局を設立

【平成26年1月～】

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付

通称「事態室」

【平成27年1月～】

内閣サイバーセキュリティセンターの設置

- サイバーセキュリティに関する政策及びインシデント対応の司令塔として、かつ政府全体のサイバーセキュリティ強化を総合的に推進できるよう内閣サイバーセキュリティセンターを設置

# 危機管理体制のポイント

## ○「内閣危機管理監」の制度

- ・ 緊急事態に対し内閣として必要な措置を第一次的に判断する責任主体を明確化
- ・ 初動措置について関係省庁と総合調整等を実施  
(内閣危機管理監は事務次官よりも上位の職。指揮系統を一元化)

## ○「緊急参集チーム(協議)」の制度

- ・ 関係省庁局長級が一同に会し、情報収集・集約を通じて事態の共通認識を形成
- ・ 実務上の実質的な決定権者による迅速な意思決定を実現  
(形式的・儀式的な協議ではなく、複数省庁に跨る調整案件や対応方針決定等に対応)  
(なお、関係省庁は自ら実施すべき対処措置を主体的に実施)

## ○即応体制の確保

- ・ 内閣危機管理監(さらには、総理・官房長官等)の迅速・的確な判断を支えるため、事態の把握、被害情報の収集・集約、報告、関係省庁との諸調整を至上命題とする事務体制を整備

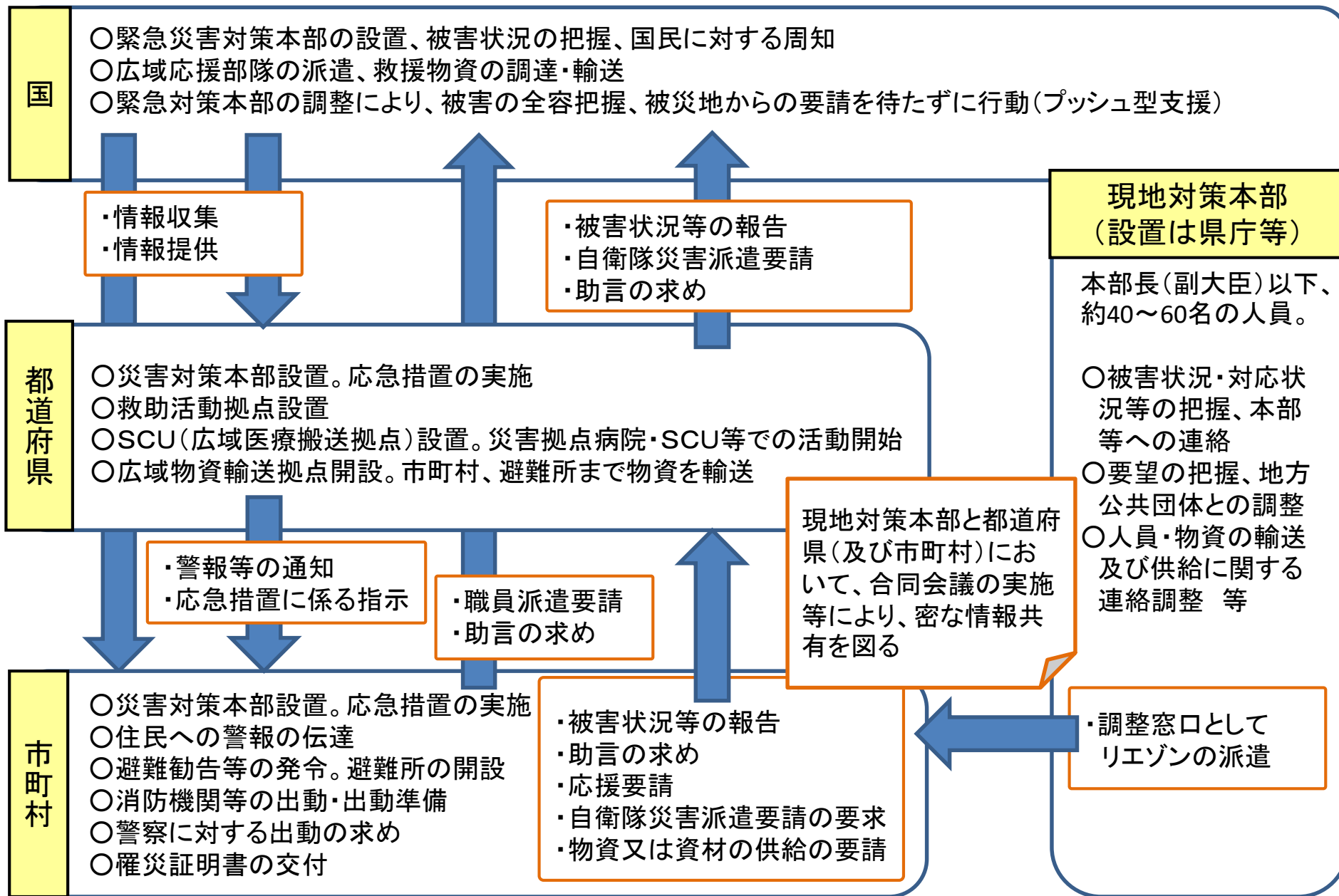


# 対応する緊急事態の主な分類

- 国民の生命、身体及び財産に深刻な影響を与えるおそれのある国家にとっての緊急事態としてどのようなものがあるかを想定し、あらゆる緊急事態に迅速かつ的確に対処。
- 危機には様々な態様があり、時代や社会状況、周辺の国際環境の変化に伴い、態様や発生の蓋然性は異なるが、概ね以下のとおり分類。

大規模自然災害	地震・津波災害
	風水害、火山災害等
重大事故	航空事故、海上事故、道路事故、鉄道事故
	危険物事故、大規模火災
	原子力災害
重大事件	ハイジャック
	NBCテロ
	重要施設テロ
	サイバーテロ
	領海侵入・不法上陸、海賊、不審船
安全保障関連	武力攻撃事態等
	核実験、ミサイル発射
その他	邦人退避
	大量避難民流入
	新型インフルエンザ

# 国・都道府県・市町村の役割分担と連携（地震発生直後のイメージ）



# 国民保護制度

万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して住民を守るための仕組み

- 迅速な避難
- 被災住民への救援
- 被害最小化のための取り組み（武力攻撃災害への対処）  
（警察、消防、自衛隊等）

# 有事法制における国民保護法の位置付け

## 事態対処法

(平成15年6月成立)

- 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処基本方針の内容、決定手続等基本的事項を定めるもの



## 平成16年の通常国会で成立した7法律

### 国民の保護のための法制

## 国民保護法

※平成16年9月17日施行

自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法制

- 米軍行動関連措置法
- 海上輸送規制法
- 自衛隊法の一部改正

交通及び通信の総合的な調整に関する法制

- 特定公共施設利用法

捕虜の取扱いに関する法制

- 捕虜取扱い法

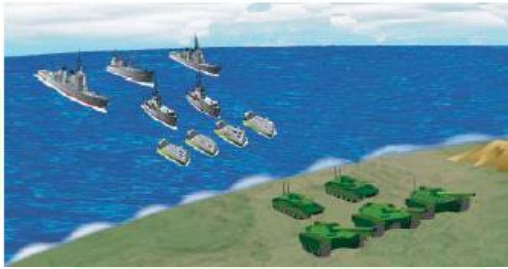
非人道的行為の処罰に関する法制

- 国際人道法違反処罰法

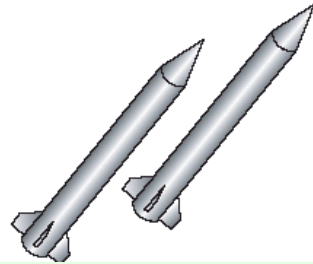
# 国民保護法で対象とする事態

## 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態



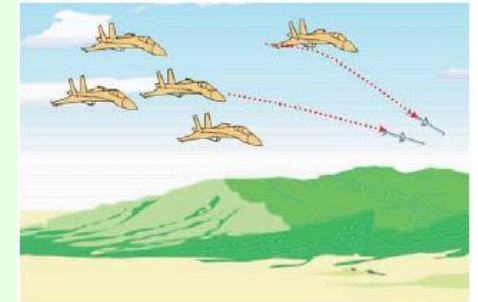
着上陸侵攻



弾道ミサイル攻撃



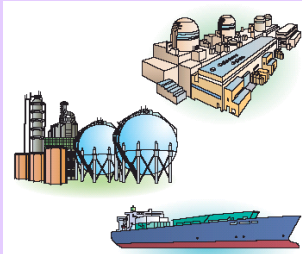
ゲリラ・特殊部隊による攻撃



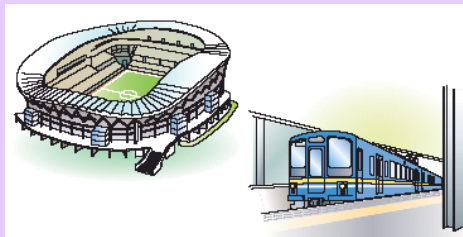
航空攻撃

## 緊急処理事態

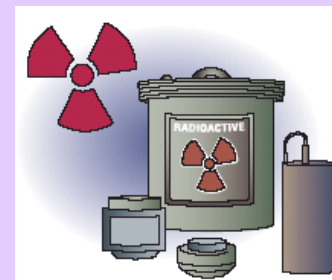
武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいい、後日、武力攻撃事態に認定されることになる事態も含む。



危険物を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力事業所の破壊、石油コンビナートの爆破等）



多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（ターミナル駅や列車の爆破等）



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（炭疽菌やサリンの大量散布、ダーティボム等）



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態（航空機による自爆テロ等）

※ 緊急処理事態においては、ゲリラや特殊部隊による攻撃と類似の攻撃や弾道ミサイル攻撃も想定される

# 武力攻撃事態と緊急処理事態

## 武力攻撃事態

着上陸侵攻、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃 等

## 緊急処理事態

原子力事業所の破壊、ターミナル駅や列車の爆破、サリンの大量散布、航空機による自爆テロ 等

## 国民保護法に定める措置と役割分担

国

都道府県

市町村

避難

【警報の発令】  
【避難措置の指示】

【警報の通知】  
【避難の指示】

【警報の伝達】  
【避難住民の誘導】

救援

【救援の指示】  
※避難所開設、医療等

【救援】

【救援の補助】

武力攻撃災害への対処

【自衛隊・海保による措置】

【警察による措置】

【消防による措置】

その他

国民生活の安定(物価、電気・水道・ガスの供給等)、応急の復旧、備蓄その他

# 国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」

## 【国】

### 国民の保護に関する基本指針（閣議決定・国会報告）

- ・国民保護措置の実施に関する基本的な方針 ・国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・想定される武力攻撃事態の類型（着上陸侵攻、ミサイル攻撃、ゲリラ攻撃、航空攻撃）
- ・類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置

### 【参考】「基本指針」の見直し(主要点)

19年度	・防衛省組織改編に伴う記述の修正
20年度	・合同対策協議会及び現地調整所について記述 ・安否情報システムの運用開始に伴う記述 ・観光庁の設置、政策金融改革に伴う役割の記述
21年度	・消費者庁設置に伴う役割の記述
22年度	・国立高度専門医療センターの独法化に伴う記述の修正
24年度	・原子力規制委員会設置に伴う記述の修正
26年度	・防災基本計画の修正に伴う記述の修正
27年度	・平和安全法制整備法の施行に伴う記述の修正
28年度	・放射線医学総合研究所の名称変更に伴う記述の修正
29年度	・Jアラート及び弾道ミサイル落下時の行動の周知に関する記述の追加 ・避難施設の指定に関する記述の追加 ・訓練の例示に関する記述の追加

## 【指定行政機関(各省庁)】

### 国民保護計画

- ・内閣総理大臣に協議  
全機関閣議了承済  
(R3.4.1現在 32省庁)

## 【都道府県】

### 国民保護計画

- ・内閣総理大臣に協議  
全都道府県閣議了承済  
(R3.4.1現在 47都道府県)

## 【市町村】

### 国民保護計画

- ・都道府県知事に協議  
1,739市区町村で作成完了  
(R3.4.1現在 1,741市区町村中)

## 【指定地方公共機関】

### 国民保護業務計画

- ・都道府県知事に報告  
1,067機関で作成完了  
(R3.4.1現在 1,076機関中)

## 【指定公共機関】

### 国民保護業務計画

- ・内閣総理大臣に報告  
全機関で作成完了  
(R3.4.1現在 164機関)



# 国民保護訓練

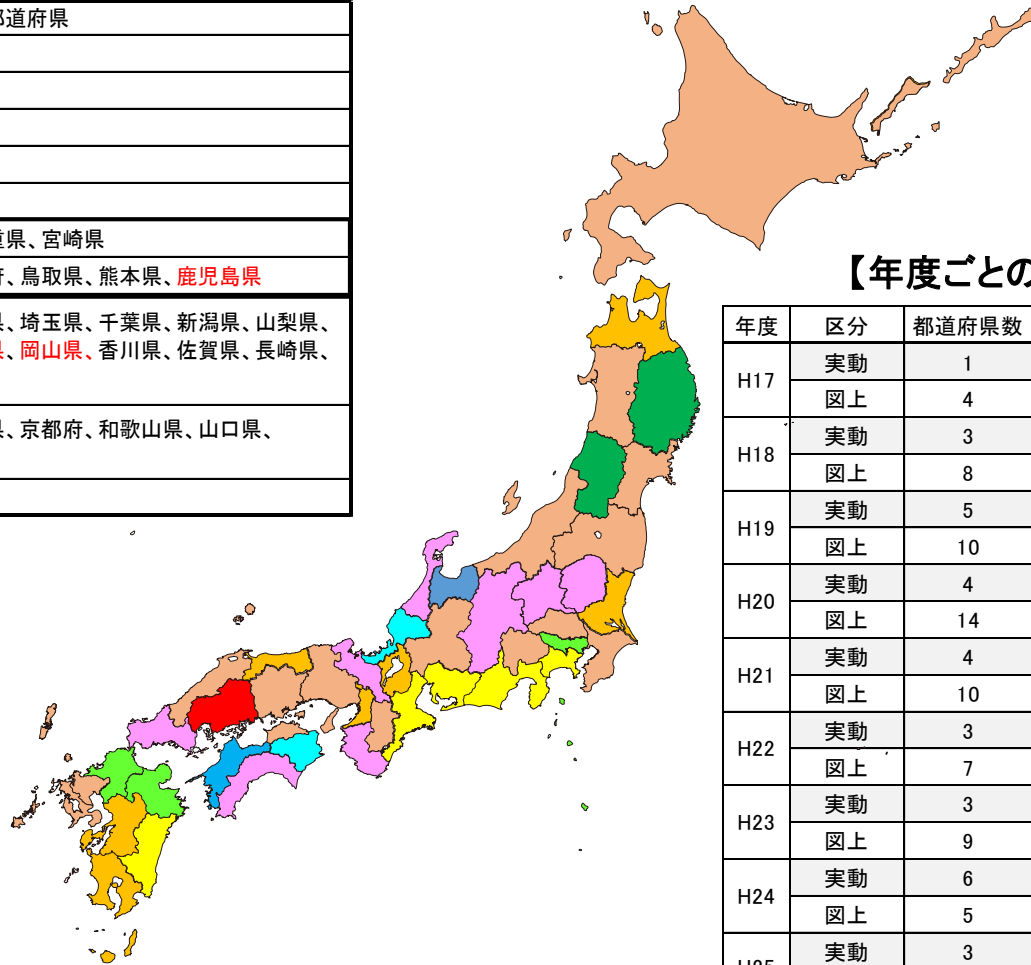
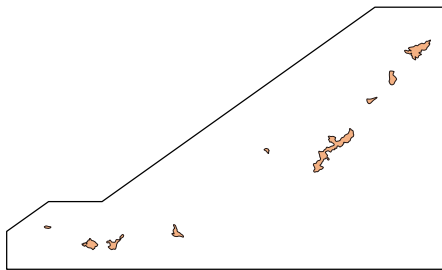
# 令和2年度 国民保護共同訓練の実施状況について(令和2年度末実績)

国民保護法に基づき、関係機関の機能確認及び相互の連携強化を行うとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を目的として、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練を実施。

## 【訓練実施回数】

※赤字は令和2年度実施

回数	都道府県
13回	福井県、徳島県
11回	富山県
9回	愛媛県
8回	岩手県、山形県
7回	東京都、福岡県、大分県
6回	神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、宮崎県
5回	青森県、茨城県、滋賀県、大阪府、鳥取県、熊本県、鹿児島県
4回	北海道、宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、岐阜県、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、香川県、佐賀県、長崎県、沖縄県
3回	栃木県、群馬県、石川県、長野県、京都府、和歌山県、山口県、高知県
2回	広島県



## 【年度ごとの訓練実施状況】

年度	区分	都道府県数	計	年度	区分	都道府県数	計
H17	実動	1	5	H26	実動	4	13
	図上	4			図上	9	
H18	実動	3	11	H27	実動	3	15
	図上	8			図上	12	
H19	実動	5	15	H28	実動	4	22
	図上	10			図上	18	
H20	実動	4	18	H29	実動	5	29
	図上	14			図上	23	
H21	実動	4	14	H30	実動・図上	1	24
	図上	10			実動	9	
H22	実動	3	10	R1	図上	12	20
	図上	7			実動・図上	3	
H23	実動	3	12	R2	実動	2	11
	図上	9			図上	9	
H24	実動	6	11				
	図上	5					
H25	実動	3	12				
	図上	9					

(延べ242都道府県)

# 令和2年度 大分県国民保護共同実動訓練【訓練風景】



救出救助活動



応急救護活動(DMAT)



ヘリによる被災者搬送



現地調整所



医療機関における救急医療対応



避難施設における救援活動

# 令和3年度以降の国民保護共同訓練(国重点)の概要

## 現状及び課題

- 近年の国家的イベント（G20サミット、ラグビーW杯、東京オリンピック・パラリンピック）を見据えたテロ対処能力の向上が喫緊の課題であったが、令和3年秋にこれらのイベントが終了
- 訓練開始から15年が経過し、都道府県の実施状況の開きや訓練内容の固定化等の課題が顕在化
- 国重点訓練とその他訓練（県主導）との実質的差異が曖昧化



## 令和3年度以降の国重点訓練の概要

- ① 全国を6つの地域ブロックに区分し、各ブロック内での輪番制により訓練を実施
- ② 毎年各ブロックにおいて国及び地方公共団体の幹部職員による地域ブロック検討会を開催
- ③ 都道府県単独では実施困難かつ従来よりも高度な訓練を国主導の下で実施

### ① 輪 番 制

都道府県の負担の平準化及び実施回数の偏りを無くすため、全国を地域ごとに6ブロックに区分し、輪番により訓練を実施。

地域ブロック検討会は毎年各ブロックで開催し、実動及び図上訓練は毎年2ブロックで実施。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訓練実施地域	武力攻撃事態等	中国・四国	近畿	九州	中部	北海道東北	関東
	緊急対処事態	中部	北海道東北	関東	中国・四国	近畿	九州
北海道東北		岩手県	秋田県	山形県	福島県	新潟県	宮城県
関東		栃木県	群馬県	神奈川県	千葉県	東京都	長野県
中部		富山県	岐阜県	静岡県	愛知県	福井県	石川県
近畿		奈良県	大阪府	福井県	三重県	徳島県	兵庫県
中国・四国		高知県	愛媛県	島根県	鳥取県	山口県	広島県
九州		長崎県	佐賀県	鹿児島県	宮崎県	熊本県	沖縄県

# 令和3年度以降の国民保護共同訓練(国重点)の概要

## ② 地域ブロック検討会

### 【目的】

国と地方公共団体の間で最新の情勢認識を共有するとともに、国民保護関連の各種課題に対する検討や意見交換を実施する。

### 【参加機関】

- 国：内閣官房、消防庁、防衛省及び警察庁の課室長級以上の職員
- 地方公共団体：都道府県及び政令指定都市の国民保護担当部局長

### 【構成】

- 第1部 国の参加機関による最新情勢等の説明
- 第2部 国民保護関連の各種課題に対する意見交換

## ③ 実動及び図上訓練

### 【目的】

都道府県単独では実施困難かつ従来よりも高度な訓練を国の主導の下に実施し、国、都道府県、市区町村及び関係機関相互の連携を強化するとともに国民保護措置への理解の促進を図る。

### 【主要演練項目】

#### ① 武力攻撃事態等訓練

- ・ 県を跨ぐ大規模な住民避難のための調整（国、要避難地域県、複数の避難先地域県）
- ・ 要避難地域に指定された都道府県での住民避難、特に指定（地方）公共機関との連携

#### ② 緊急対処事態訓練

- ・ 避難措置の指示に基づく避難実施要領作成までの一連の手続き
- ・ 現地調整所を通じた避難実施要領に基づく住民避難、対策本部運営

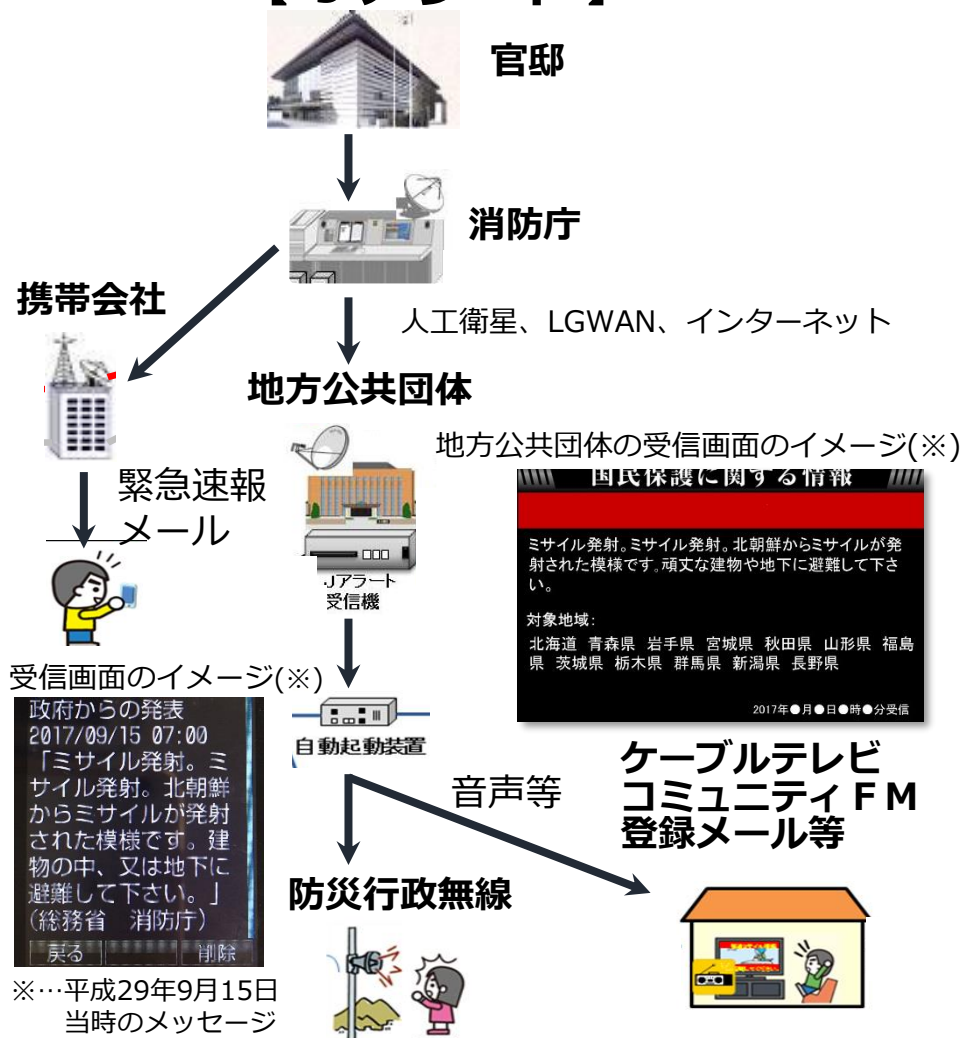
# Jアラート等による国民への情報提供



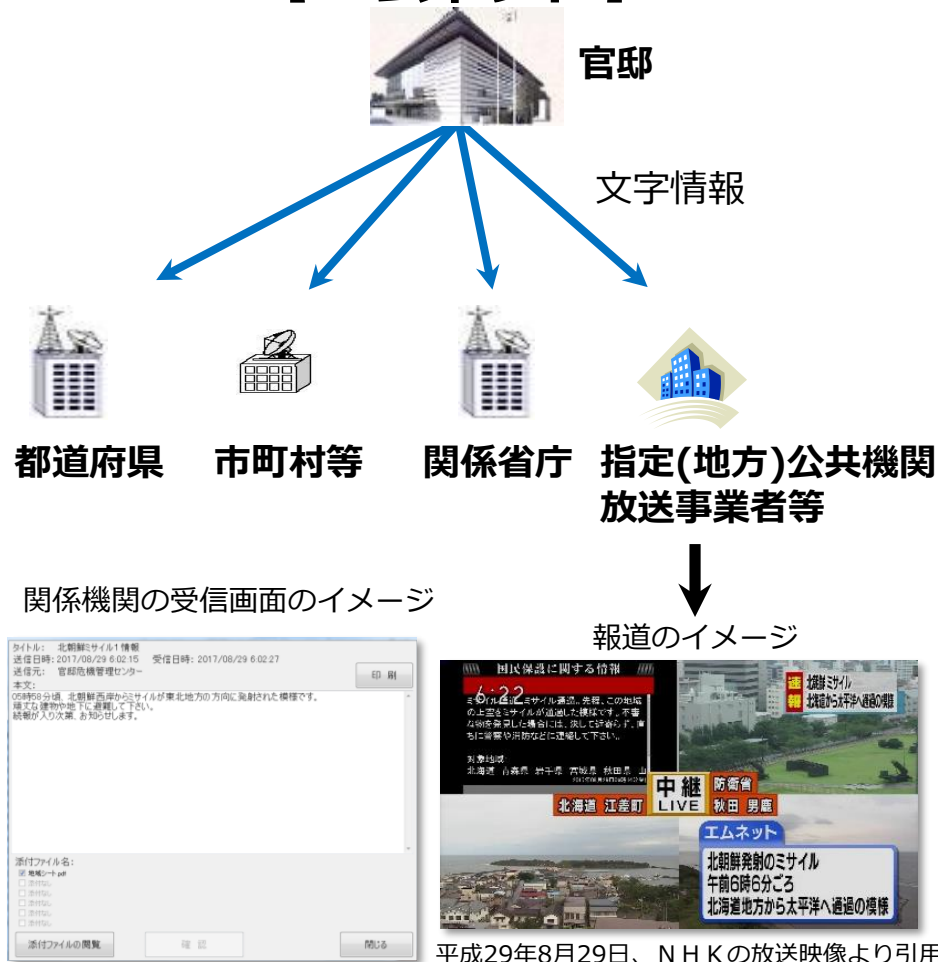
# 内閣官房から国民への情報伝達

内閣官房において、北朝鮮の弾道ミサイル発射事案などの緊急情報を、Jアラート（全国瞬時警報システム）を活用し、市町村の防災行政無線や緊急速報メール等により、関係のある地域の住民の方々に直接、音声等で情報伝達することとしている。それと併せて、全国の地方公共団体等の関係機関には緊急情報を文字情報で伝達することとしている（エムネット）。

## 【Jアラート】



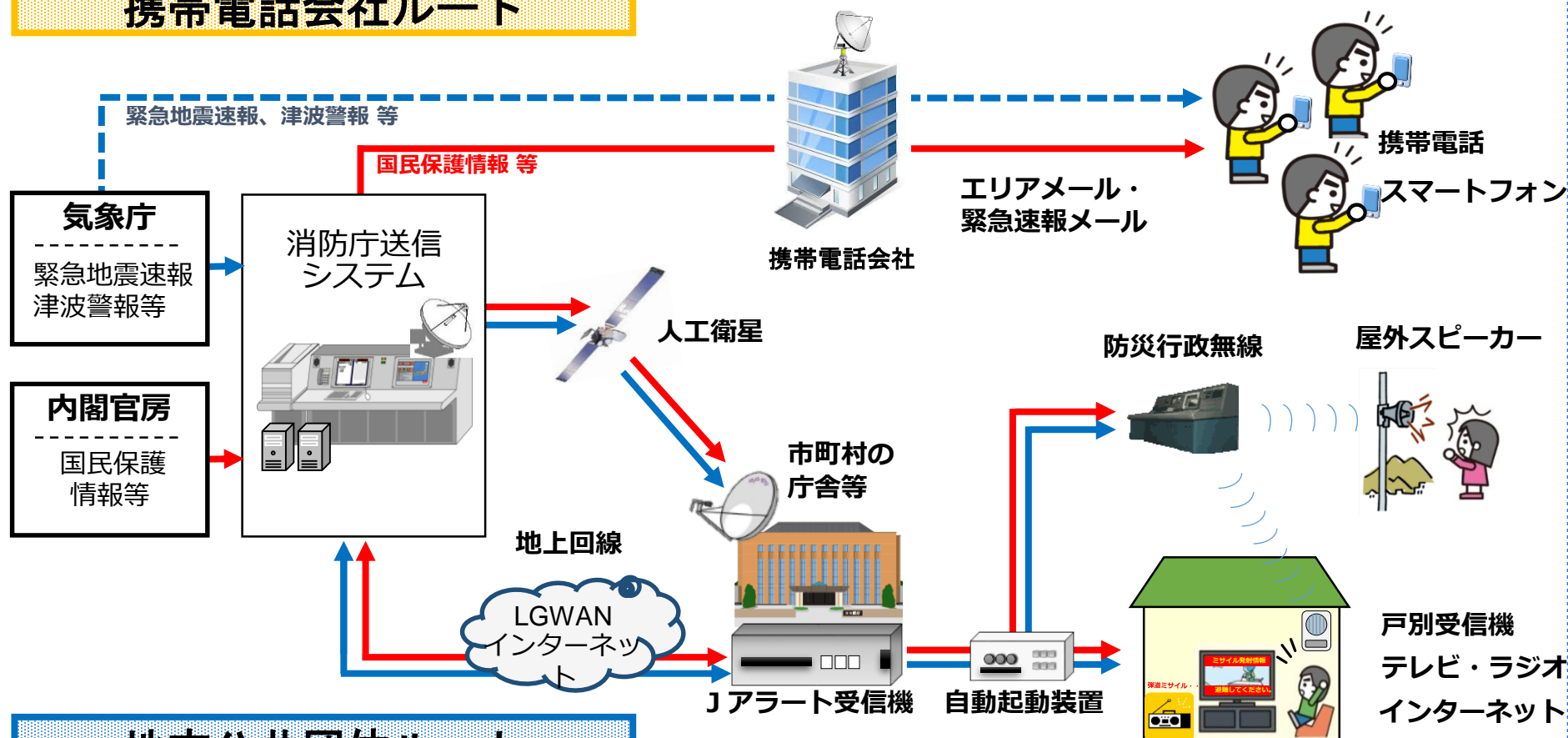
## 【エムネット】



# 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム

## 携帯電話会社ルート

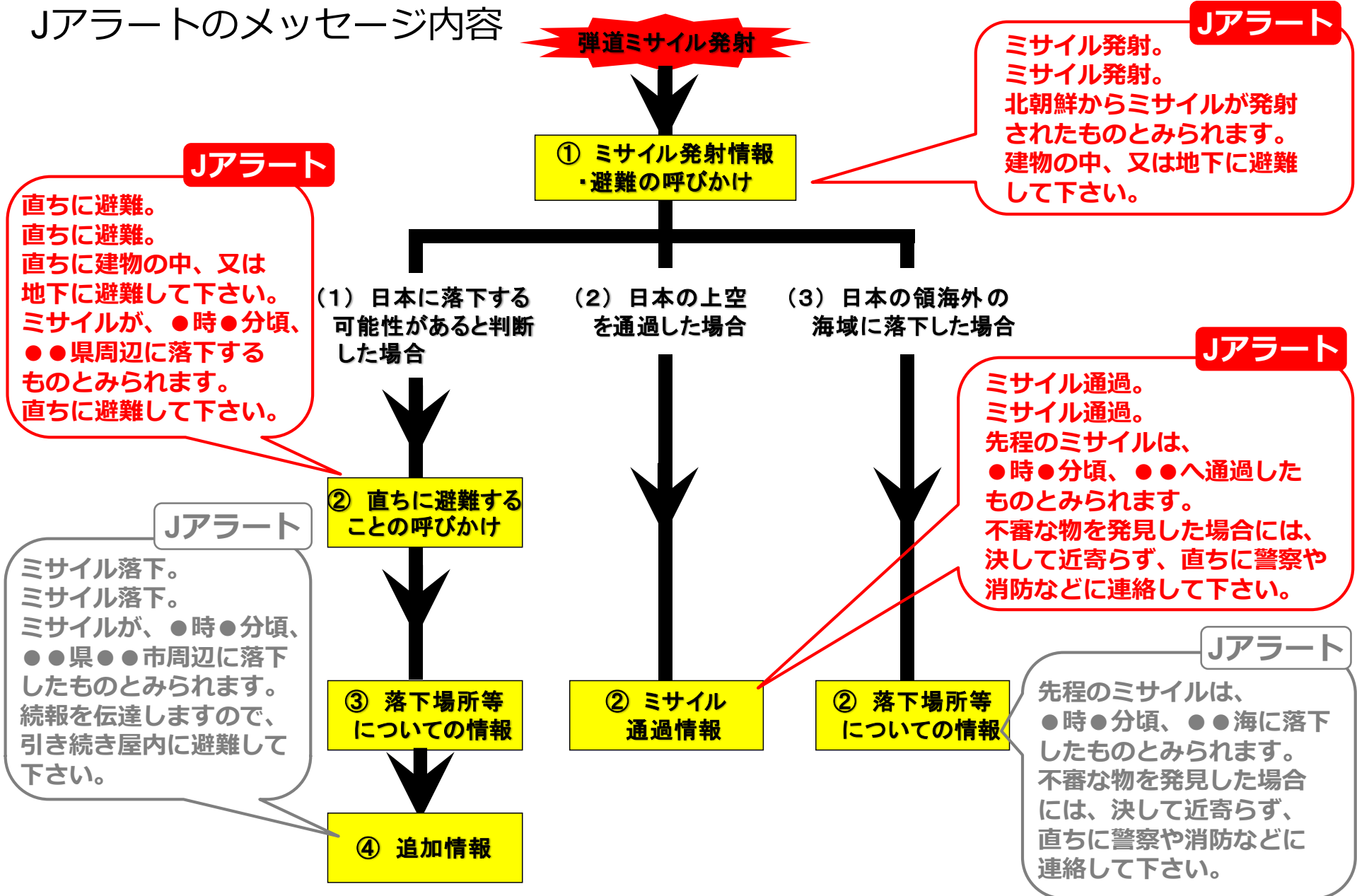


## 地方公共団体ルート



# Jアラートによる情報伝達について

## Jアラートのメッセージ内容



# 平成29年8月29日 北朝鮮による弾道ミサイル発射事案 におけるJアラート・エムネット 送信内容

## 【事案の概要】

- 北朝鮮西岸から北東に向かって1発の弾道ミサイルが5時58分頃、発射されたことを確認。
- ミサイルは、6時7分頃、北海道地方から太平洋へ通過し、6時12分頃、襟裳岬東方の東、約1,180kmの太平洋に落下したものと推定。  
※破壊措置の実施はなし。

## Jアラート

- 6:02 「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。」
- 6:14 「ミサイル通過。ミサイル通過。先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

## エムネット

- 6:02 「05時58分頃、北朝鮮西岸からミサイルが東北地方の方向に発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。続報が入り次第、お知らせします。」
- 6:16 「先程北朝鮮から発射されたミサイルは、6時6分頃、北海道地方から太平洋へ通過した模様です。なお、破壊措置の実施はなし。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防又は海上保安庁に連絡して下さい。続報が入り次第、お知らせします。」
- 6:29 「8月29日(火)北朝鮮西岸から北東に向かってミサイルが05時58分頃、発射されたことを確認した。ミサイルは3つに分離し、3つとも06時12分頃、襟裳岬東方の東約1180kmの太平洋上に落下したものと推定される。破壊措置の実施は無し。」
- 7:03 「ミサイルが北海道地方から太平洋に通過した時刻について、06時06分頃とお知らせしましたが、精査の結果06時07分頃に修正いたします。」

# 平成29年9月15日 北朝鮮による弾道ミサイル発射事案 におけるJアラート・エムネット 送信内容

## 【事案の概要】

- 北朝鮮西岸から東に向かって1発の弾道ミサイルが6時57分頃、発射されたことを確認。
  - ミサイルは、7時6分頃、北海道地方から太平洋へ通過し、7時16分頃、襟裳岬の東、約2,200kmの太平洋に落下したものと推定。
- ※破壊措置の実施はなし。

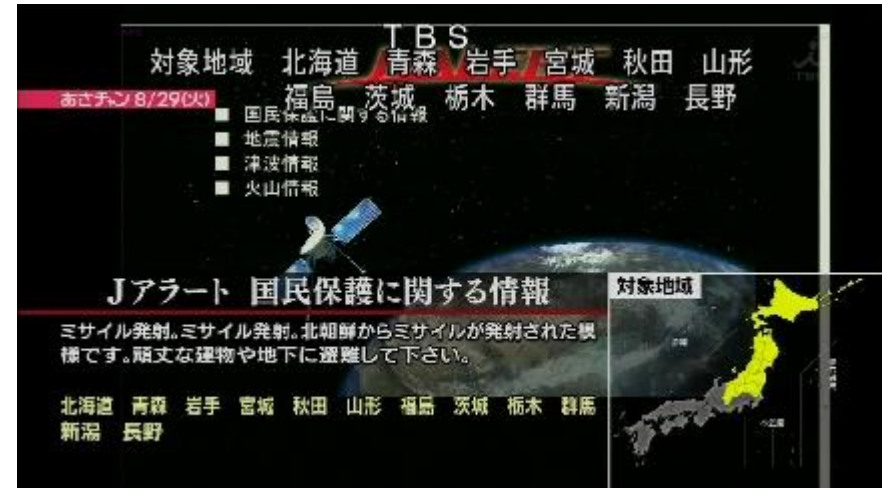
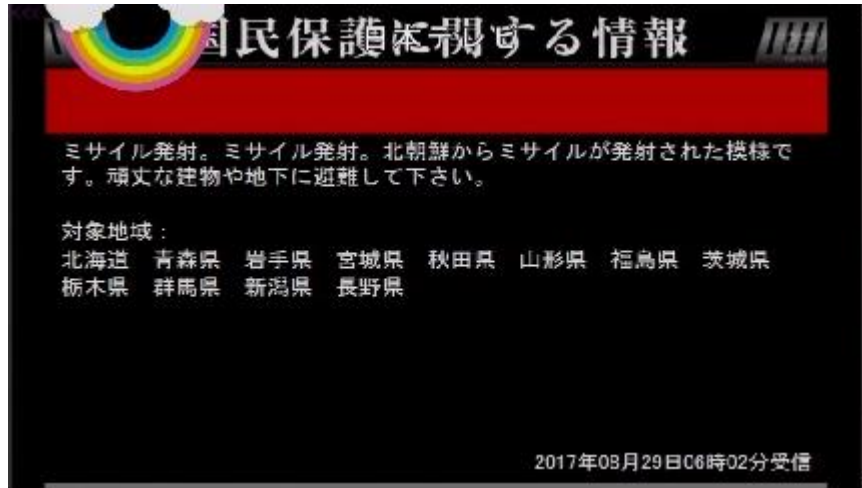
## Jアラート

- 7:00 「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」
- 7:07 「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、北海道地方から太平洋へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

## エムネット

- 7:01 「06時57分頃、北朝鮮西岸からミサイルが東北地方の方向に発射された模様です。建物の中又は地下に避難して下さい。続報が入り次第、お知らせします。」
- 7:08 「先程北朝鮮から発射されたミサイルは、07時06分頃、北海道地方から太平洋へ通過した模様です。なお、ミサイルの破壊措置の実施は無し。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防又は海上保安庁に連絡して下さい。続報が入り次第、お知らせします。」
- 7:25 「9月15日(金)06時57分頃、北朝鮮西岸から東に向け1発の飛翔体が発射され、07時04分頃、我が国の領域に侵入し、07時06分頃、領域を退去、07時16分頃、襟裳岬の東約2000kmに着水。」
- 10:12 7時25分頃に送信したエムネットにおいて、「07時04分頃、我が国の領域に侵入し、07時06分頃、領域を退去、07時16分頃、襟裳岬の東約2000kmに着水」とお知らせしましたが、「07時04分頃から07時06分頃に北海道地方上空を太平洋に向けて通過、07時16分頃、襟裳岬の東約2200kmに落下」と修正いたします。

# 【参考】 8月29日 Jアラート等による情報伝達を受けての対応



Jアラートによるミサイル発射情報を受信後、直ちに放送



エムネットによる詳細な情報を放送

# 避難施設の指定促進



# 避難施設の指定状況

## ○国民保護法（抄）

（避難施設の指定）

第百四十八条 **都道府県知事※**は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を**避難施設として指定しなければならない。**

2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。 **※ 指定都市にあっては市長**

## ○国民の保護に関する基本指針（閣議決定）（抄）

避難施設の指定関係

○ 避難所として、学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的として、公園、広場、駐車場等の施設等を指定するよう配慮する。

○ **爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。**

**「緊急一時避難施設」（仮称）**  
（国民保護法上は「避難施設」）

## 避難施設の指定状況（令和2年4月1日現在）

避難施設（全国） 94,078箇所

うち、コンクリート造の施設 **53,480箇所**

うち、地下に避難可能な施設 **1,127箇所**

① **緊急一時避難施設の指定をさらに進める必要**

② **指定の進んでいない地下道・地下街・地下駅舎の指定を進める必要**

## 緊急一時避難施設の指定推進（重点的取組）

ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難として有効なコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下街、地下駅舎、地下道等）※<sub>1</sub>について、**今後5年間（～令和7年度末）を集中的な取組期間として、避難施設への指定を推進。**（緊急一時避難施設）

### 重点取組事項①（人口カバー率）※<sub>2</sub>

**緊急一時避難施設について、管内の施設を総点検し、より一層指定を推進**

※ 現在（R2.4.1）の人口カバー率は全国平均で88.3%（1人あたり0.825㎡※<sub>3</sub>で算出）であるが、**当面5年間で少なくとも100%となるよう、指定を推進**  
（人口カバー率が50%未満の都道府県においては、特に推進する必要）

### 重点取組事項②（地下施設の指定）

**地下施設（地下街・地下駅舎・地下道等）を重点的に指定推進**  
**⇒まずは公営の施設について早急に指定**

※<sub>1</sub> 避難施設には、主に以下①～③の類型があるが、本取組は①の避難施設指定に係るもの。

- ① ミサイル攻撃等の際に一時的に避難する施設（堅ろうな建築物、地下施設）※緊急一時避難施設
- ② 避難住民を当面収容する施設（学校、公民館等（①と重複する場合あり））
- ③ 炊き出し、応急仮設住宅の建設等に活用する施設（公園、広場等）

※<sub>2</sub> 避難施設のうち、堅ろうな建築物及び地下施設に避難可能な人数を人口で除したもの

※<sub>3</sub> 一般的には比較的長期間の滞在を想定して寝起きを可能な1人あたり2㎡で計算しているが、今回の取組は、ミサイル攻撃の際に爆風を一時的に避けるための短時間の滞在を想定しているため、1人あたり0.825㎡（半畳）で計算する。（韓国では、住民避難施設（公共用）について、1人あたり0.825㎡で計算している）

# 地下施設（地下道・地下街・地下駅舎）の避難施設指定促進（概要）

地下道

地下街

地下駅舎

指定権者（都道府県・指定都市）への要請

- ① 「避難施設データベースの配布及び避難施設の指定の促進等について」（R2.11.30 内閣官房内閣参事官 ⇒ 消防庁国民保護室長）  
 ☞ **コンクリート造り等の堅ろうな建築物及び地下街、地下駅舎等の地下施設についてしっかりと指定を進める必要**

- ② 「避難施設データベースの配布及び避難施設の指定の促進等について」（R2.11.30 消防庁国民保護室長 ⇒ 各都道府県・指定都市国民保護担当部(局)長）  
 ☞ **コンクリート造り等の堅ろうな建築物及び地下街、地下駅舎、地下道等の地下施設の指定について、更なる指定に取り組むよう要請**

- ③ 「地下道の避難施設としての指定の推進について」（R元.5.21 消防庁国民保護室長 ⇒ 各都道府県国民保護担当部(局)長）  
 ☞ **道路担当部局と連携して、地下道を避難施設として指定するよう要請**

- ⑥ 「地下街・地下駅舎等の避難施設としての指定の更なる推進について」（R2.12.21 消防庁国民保護室長 ⇒ 各都道府県・指定都市国民保護担当部(局)長）  
 ☞ **地下街・地下駅舎等の地下施設を避難施設として積極的に指定するよう、特に、公営地下鉄事業者等(10事業者)の地下駅舎及び「地下街の安心避難対策ガイドライン」（R2改訂、国土交通省都市局街路交通施設課）における地下街(79箇所)の管理者に対し、重点的に働きかけを行うよう要請**  
 ☞ **また、本通知について担当部局と共有し、連携して、着実に指定するよう要請**

施設管理者への要請

- ④ 「避難施設（地下施設）の指定の促進について（協力依頼）」

(R元.5.7 内閣官房内閣参事官、消防庁国民保護室長 ⇒ 国土交通省道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室長、環境安全・防災課道路防災対策室長)

- ☞ **避難施設の指定について都道府県から地方整備局河川国道事務所等へ相談があった場合は、協力するよう要請**

- ⑦ 「避難施設（地下施設）の指定の促進について（協力依頼）」（R2.12.2 内閣官房内閣参事官、消防庁国民保護室長 ⇒ 国土交通省大臣官房危機管理官、鉄道局総務課長、都市局街路交通施設課長）

- ☞ **地下施設の施設管理者に必要な情報提供を行うとともに、同意に向けて施設管理者の理解を醸成するよう要請**  
 ☞ **地下施設は可能な限り幅広く対象として働きかけを行うよう要請しつつ、特に、公営地下鉄事業者等(10事業者)の地下駅舎及び「地下街の安心避難対策ガイドライン」（R2改訂、国土交通省都市局街路交通施設課）における地下街(79箇所)の管理者に対し、重点的に働きかけを行うよう要請**

- ⑤ 「避難施設（地下施設）の指定にかかる直轄国道の対応について（情報提供）」

(R元.5.7 国土交通省道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室課長補佐、環境安全・防災課道路防災対策室課長補佐 ⇒ 各地方整備局道路管理課長、北海道開発局道路維持課長補佐)

- ☞ **管内都道府県の危機管理部局より協議があった場合は対応するよう依頼**

- ⑧ 「避難施設（地下施設）の指定にかかる地下街の対応について（依頼）」（R2.12.4 国土交通省都市局街路交通施設課企画専門官 ⇒ 北海道開発局事業振興部都市事業管理官、各地方整備局建政部都市（住宅）整備課長）

- ☞ **自治体を通じて地下街管理会社等に対し、情報提供を行うとともに、自治体から協議があった場合は対応するよう要請することを依頼**

- ⑨ 各地方整備局等から管轄都道府県・指定都市に対し協力要請

(例) 「避難施設（地下施設）の指定にかかる地下街の対応について（依頼）」（R2.12.4 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課長 ⇒ 都道府県及び政令市地下街担当）

- ☞ **地下街管理会社等への情報提供、都道府県又は指定都市から協議があった場合の対応を要請**

- ⑩ 「避難施設（地下施設）の指定の促進について（協力依頼）」（R2.12.9 国土交通省鉄道局総務課危機管理室長 ⇒ 各地方運輸局鉄道部長）

- ☞ **公営地下鉄事業者等に対し、情報提供を行うとともに、自治体から指定に向けた相談が行われた場合は公営地下鉄事業者等がこれに協力するよう要請することを依頼**

- ⑪ 各地方運輸局から関係自治体交通局に対し協力要請

(例) 「避難施設（地下施設）の指定の促進について（協力依頼）」（R2.12.10 国土交通省中部運輸局鉄道部長 ⇒ 名古屋市交通局担当部長）

- ☞ **都道府県知事等から指定に向けた相談が行われた場合は協力するよう要請**